

学校法人鈴鹿享栄学園職員倫理要綱

平成 26 年 4 月 1 日  
制 定

学校法人鈴鹿享栄学園（以下「学園」という。）は、学園寄附行為第 3 条に基づいて、学校教育を行い、誠実で信頼される人材を育成することを目的としている。

本倫理要綱は、学園に勤務する者が（常勤、非常勤を問わない）上記の目的と使命を理解して、学園の教育、研究、その他の諸活動に従事し、目的の達成と使命遂行に倫理観を持って貢献することを促すために制定する。

- 1 法令及び学園の定める規程等を良識をもって遵守し、学園の秩序維持に努めること。
- 2 教育研究機関に勤務する職業人であることを自覚し、良識ある言動に努めること。
- 3 教職員相互、また生徒の人格と人権を尊重すること。また、相手方の人格を不当に侵害する言動をなさないこと。
- 4 学園の諸活動を行うに当たり、利害関係人（職員相互間を含む）から、いかなる金銭その他の利益や供応等を受けないこと。
- 5 本法人の業務に関し、自己の職務権限を越えて業者等の第三者と接触し、若しくは取引行為等をしないこと。
- 6 個人情報及び職務上知りえた秘密を他に漏らさないこと。
- 7 不正や不法等の事実を知った場合は、公益通報制度等により報告、相談等の適正な措置を取り、不正や不法等の拡大や再発を防ぐこと。

**附 則**

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。